

独立行政法人国立病院機構横浜医療センターにおける清涼飲料水等 自動販売機（缶・ペットボトル等）の設置・運営者の公募の公示

令和7年4月1日からの独立行政法人国立病院機構横浜医療センター（以下「当センター」という。）内における入院患者、外来患者及び職員（以下「患者等」という。）へのサービス及び福利厚生のための清涼飲料水等自動販売機（缶・ペットボトル等）の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（以下「見積書」という。）を提出願います。

令和7年1月10日

独立行政法人国立病院機構横浜医療センター
院長 宇治原 誠

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構横浜医療センターにおける清涼飲料水等自動販売機（缶・ペットボトル等）の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は当センター院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当センターと協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための清涼飲料水等自動販売機（缶・ペットボトル等）の運営の全般を実施する。

(3) 貸付（運営）期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

本貸付契約は、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規定によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ①：厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）において「物品の販売」又は「役務の提供」のA、B、C又はDの等級の競争参加資格（関東・甲信越地域）を有するものであること。
- ②：法人等を設立して5年以上経過しており、清涼飲料水等自動販売機（缶・ペットボトル等）について良好な運営実績が、3年以上あること。
- ③：自動販売機の設置・運営に関して必要となる許可をうけていること。
- ④：法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ⑤：不正及び不誠実な行動がないこと。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準

①：企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

- ②：担当予定スタッフの能力
スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ③：当該事業の運営方針等
運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲
- ④：運営者からの提案
企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性
- ⑤：賃貸料等見積の妥当性
貸付料や販売手数料

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒245-8575 神奈川県横浜市戸塚区原宿3-60-2
独立行政法人国立病院機構横浜医療センター
事務部企画課 業務班長 藤原
電話045-853-8370（直通）

(2) 説明書の交付期間及び場所

- ①：交付期間
令和7年1月10日（金）から令和7年1月28日（火）まで
（ただし、行政機関の休日の関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。）
- ②：交付場所
「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

- ①：登録期限
令和7年1月28日（火） 15時00分
- ②：登録場所及び方法
「(1)」に同じ（別紙「応募申込書」を持参又は郵送）

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

- ①：提出期限
令和7年1月28日（火） 15時00分
- ②：提出場所及び方法
「(1)」に同じ（持参又は郵送）

(5) 開札の日時及び場所

令和7年2月3日（月） 11時00分
当センター 2F 院内会議室

開札は原則として公募型企画競争入札参加者又はその代理人又はその復代理人が出席して行うものとする。従って公募型企画競争入札参加者又はその代理人又はその復代理人が立ち会わないときは、入札執行に関係のない当院職員を立ち会わせてこれを行うので、開札日の前日までにその旨連絡すること。

4. 契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契

約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①：当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②：当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①：当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②：当機構との間の取引高

③：総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④：一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

①：契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②：直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

5. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2) 契約書作成の要否・・・要

(3) 企画書のヒアリング・・・必要に応じて実施

(4) 関連情報を入手するための窓口・・・上記「3. (1)」に同じ

(5) 詳細は、説明書による